

宮崎県立明星視覚支援学校 危機管理マニュアル

- I 基本方針（１～３ページ）
- II 事故発生への対応（４ページ）
- III 第２種の感染症に関する体調不良時の対応
（５～６ページ）
- IV 食中毒等発生への対応（７～９ページ）
- V 学校被災への対応（１０～１８ページ）
～火災、地震、津波、風水害～
- VI 不審者への対応（１９ページ）

I 基本方針

はじめに

このマニュアルは、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として、本校幼児児童生徒及び職員の事故等に関する危機管理の手順を基本的に示している。

対応に当たっては、その時の状況に応じて臨機応変に対応していくことが大切である。

1 危機管理を進める上での基本事項

- 1) 幼児児童生徒の生命を守ることを第一に対応する。
- 2) 事故等が発生した場所、時刻、その時の幼児児童生徒の状況、原因などについての的確に把握する。
- 3) 保護者などへの対応は、心情に配慮しながら誠意と責任をもって当たる。
- 4) 報道機関への対応は、窓口を一本化する。(副校長・教頭が対応)
- 5) 事故等を処理していく過程においては、幼児児童生徒の人権に十分配慮する。
- 6) 再び同じような危機がおこらないように、再発防止の手段を講じておく。

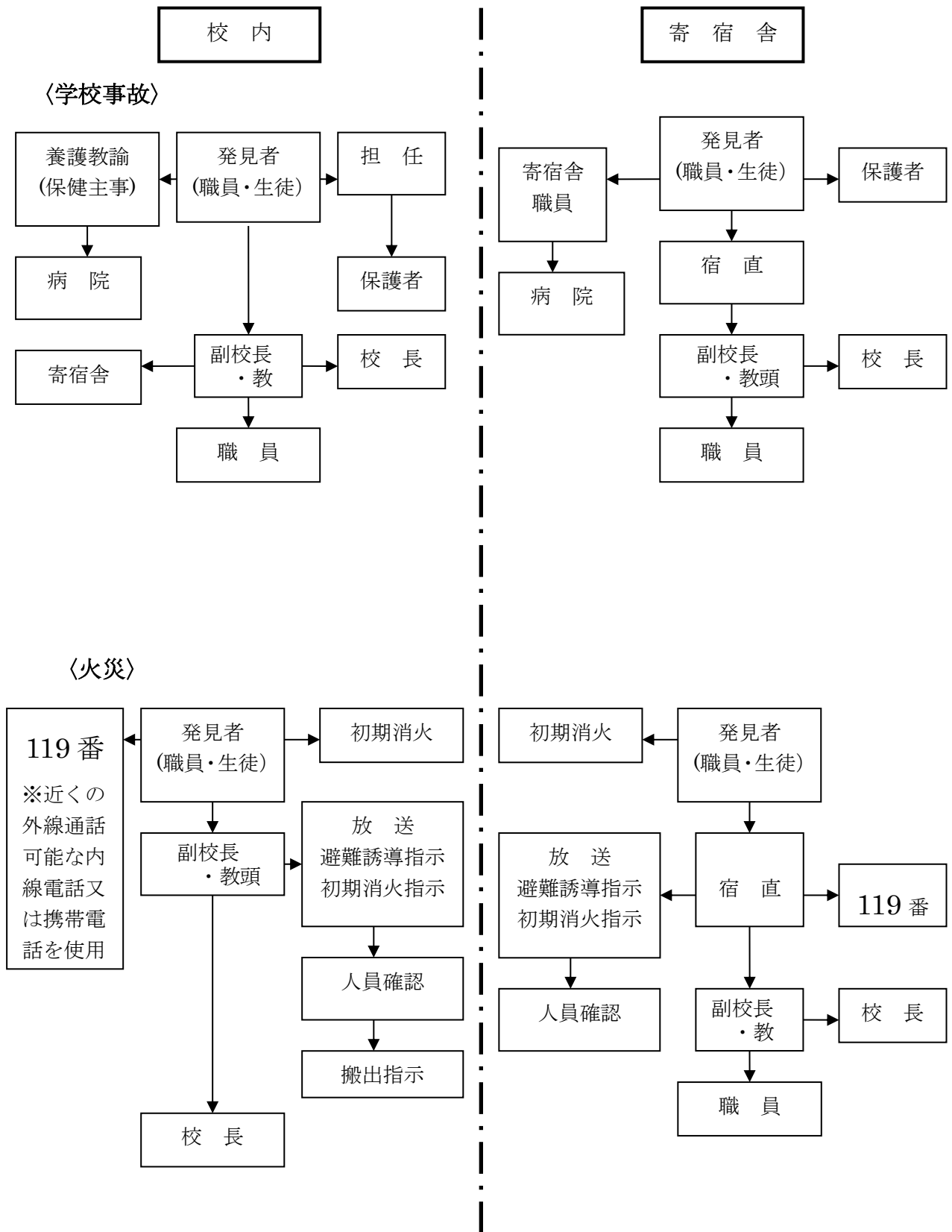
2 対策本部の設置

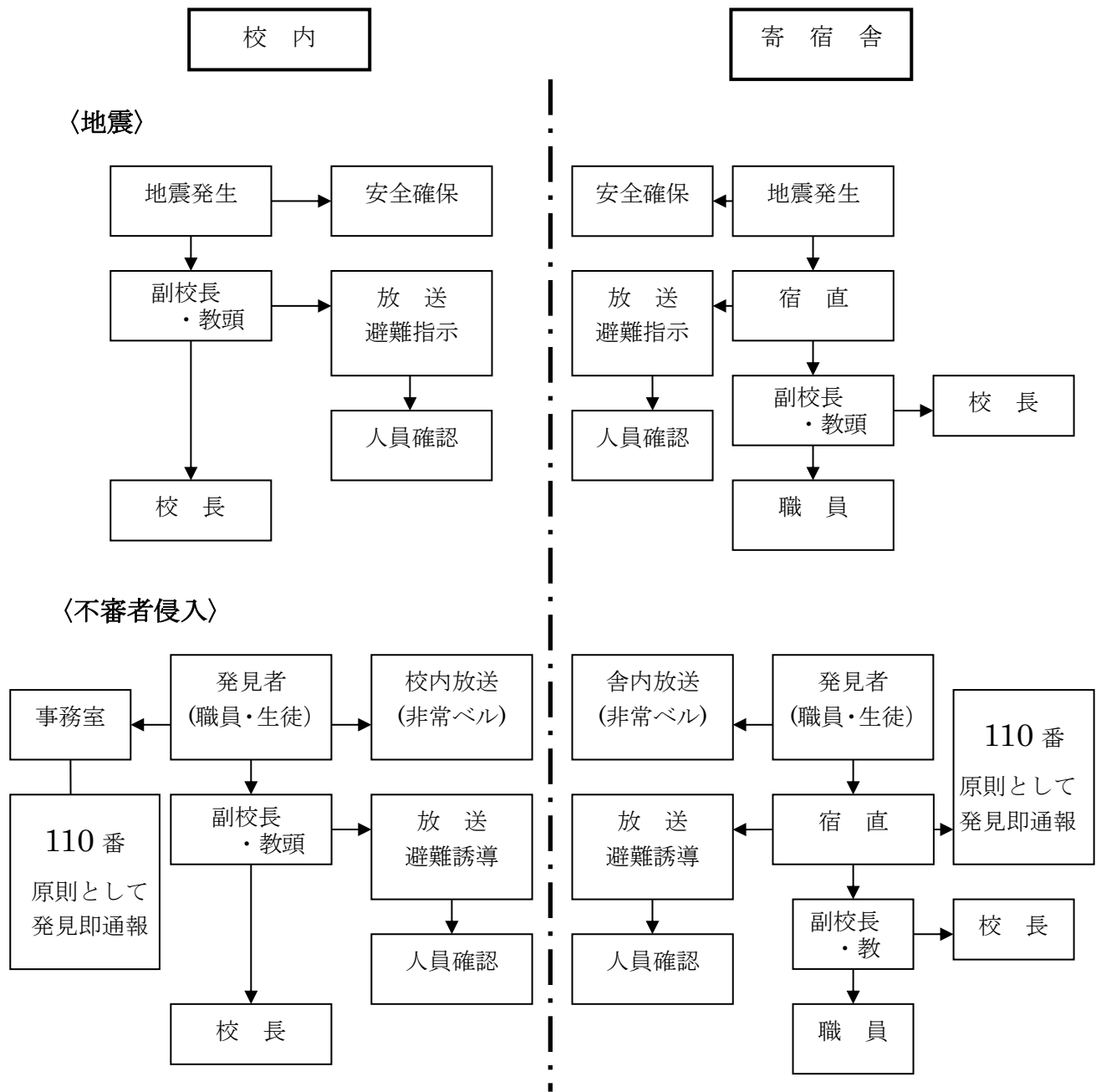
- 1) 災害・事故等の発生を受け、必要に応じて学校長の判断により対策本部を設置する。
- 2) 本部長は学校長が担当する。対策本部としての外部への説明や広報は、副校長・教頭が行う。(マスコミへの対応は次項「3 マスコミへの対応について」を参照)
- 3) 副本部長は副校長・教頭が担当する。副本部長は本部長を補佐する。対策本部の取組を可能な限り記録しておく。
- 4) 対策本部の性格に応じて、教務主任、生徒指導主事、保健主事、安全教育推進リーダー、寮務主任等が、対策本部事務局として本部長・副本部長と連携を図り、対策本部の取組を記録しておく。
- 5) 本部長の判断で、必要に応じてその他の職員を対策本部員として召集する。

3 マスコミへの対応について

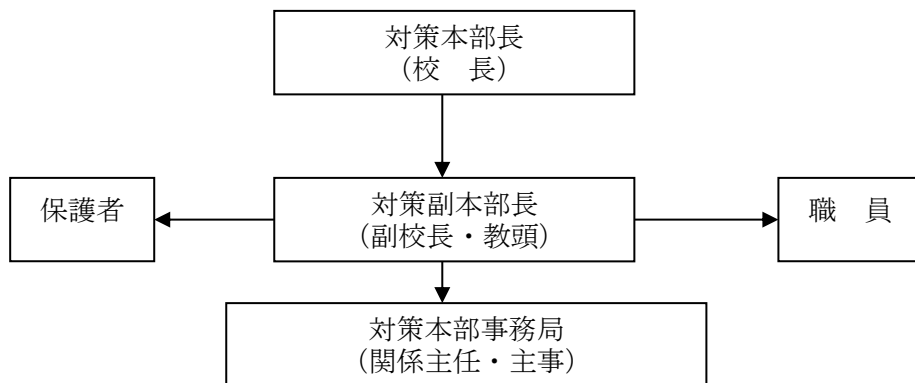
- 1) 副校長・教頭が対応する。
- 2) 事故等の経緯や学校がとった措置等については、事実関係だけを公表する。(基本的に公開を原則とする。)
- 3) 幼児児童生徒のプライバシーや基本的人権にかかわる点については慎重を期し、公表できないと判断される場合は公表しない。
- 4) 事実に関することについては冷静に受け止め、責任回避と取れるような発言は慎む。(社会の理解と協力を得る立場から、たとえ学校にとって不利な情報であっても、それを伝える基本方針を確立するとともに、それに基づいて行動をとることが大切である。)
- 6) 現段階ではっきりしていないことに関しては「事実関係について調べているところである」ことを伝え、「たぶん……」といったような憶測を含む言及は控える。
- 6) 会見は報道各社個別に設定せず、会見時刻と時間を限定して臨む。
- 7) 職員や幼児児童生徒を批判するようなことばや差別用語には十分注意する。
- 8) マスコミへの対応の記録は、教務主任、生徒指導主事、保健主事、安全教育推進リーダー、寮務主任等のいずれかが行う。

4 危機管理対応のシステム(概要)

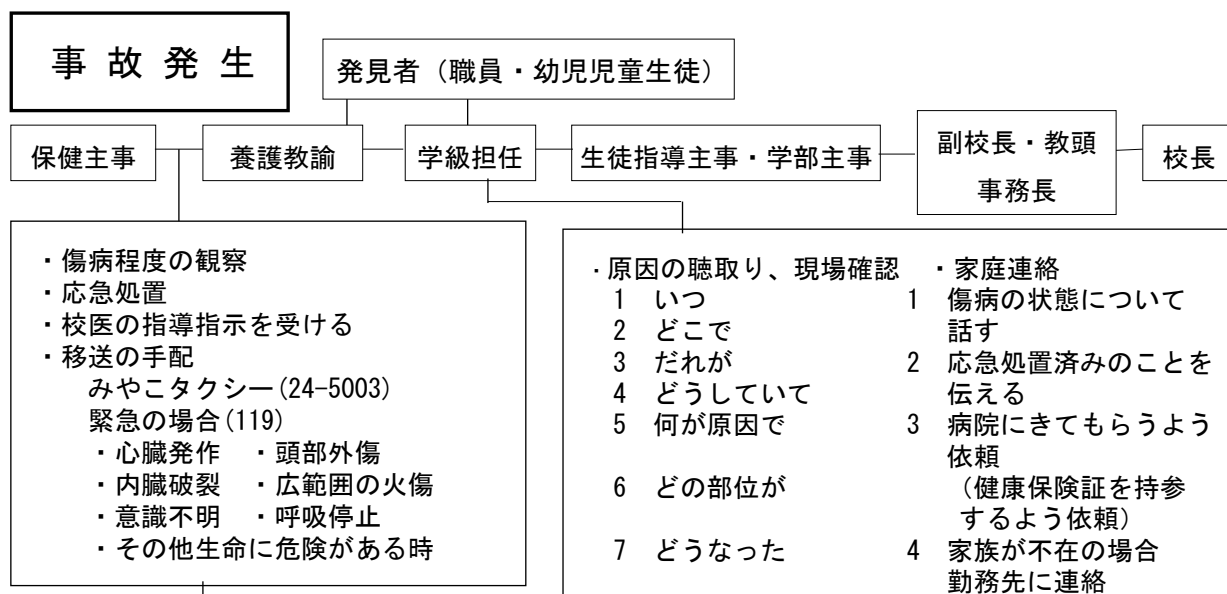




〈対策本部〉



II 事故発生時の対応



移送

付き添い（養教，担任）

医療機関

保護者とともに、直接、医師より診断の結果を聴取し、指示を受ける。
(保護者不在の場合、
早めに連絡を取り説明する)

管理職、関係職員に連絡・報告

<医療機関一覧表>

内科	さんさんファミリークリニック	39-3331
眼科	宮崎中央眼科病院	24-8661
	(時間外 大久保陽子 Dr)	
歯科	若林歯科	39-1500
耳鼻科	まつだ耳鼻咽喉科	宮崎サージッククリニック
		72-8733

河野整形外科	39-3313
獅子目整形外科	39-1052
すみよし中央眼科	86-8555
新城眼科	0570-074-700
多田皮膚科	39-9088
作耳鼻科	39-3387
ながい耳鼻咽喉科	41-8750
宮崎生協病院	24-6877
	(小児科) 24-6575

市郡医師会病院	
(夜間・時間外)	77-9101
(内科・外科)	77-9915
県立宮崎病院	24-4181
(夜間、小児科)	29-0119
宮崎大学医学部付属	85-1510
眼科	85-2806
(夜間・時間外)	85-1220

薬剤師 日高華代子 26-5050

<救急車の呼び方>

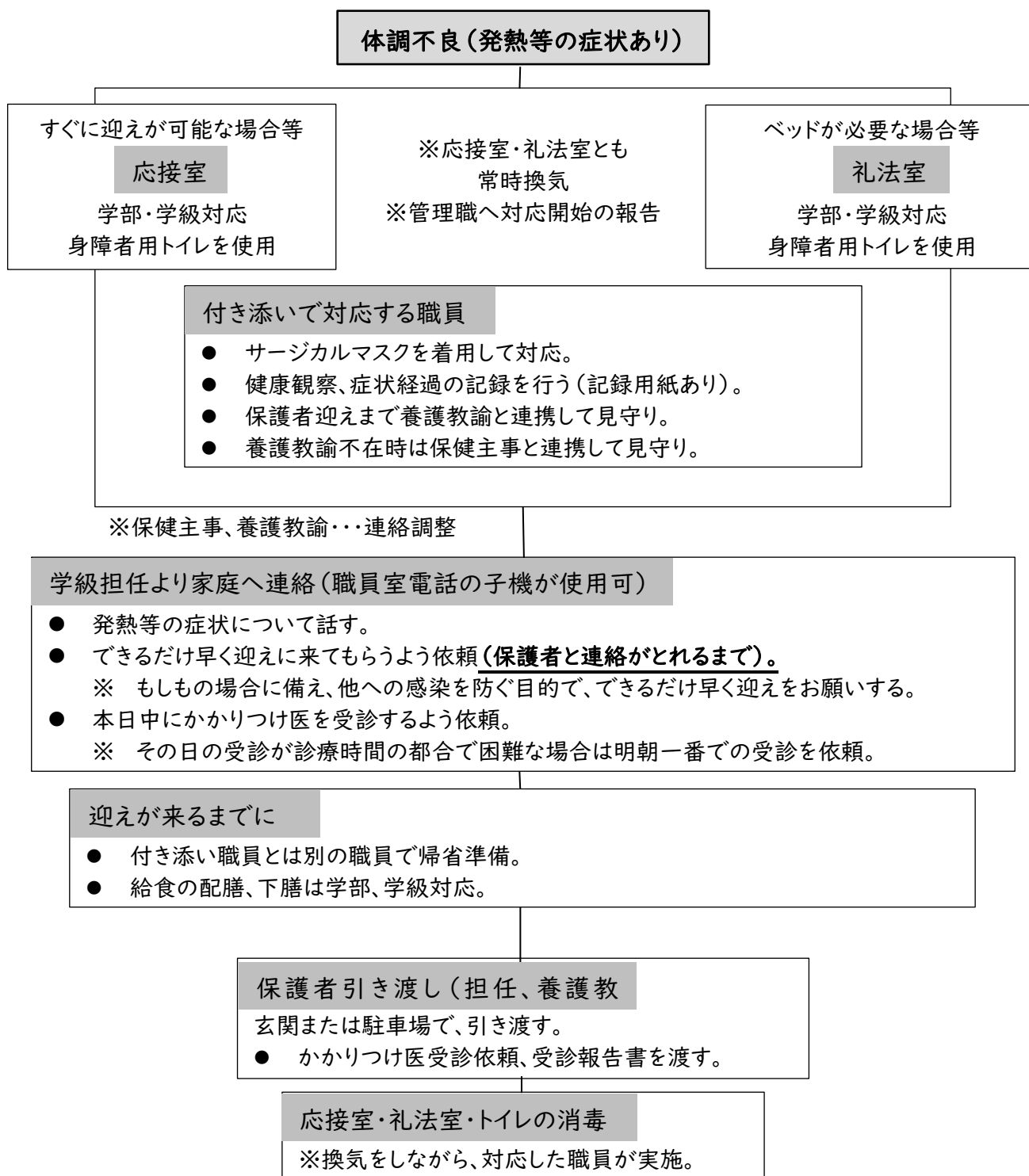
- 1 119番へTEL
- 2 「救急車をお願いします」
- 3 (あなたは?) 宮崎県立明星視覚支援学校の〇〇です
- 4 (所在地は?) 宮崎市大字島之内1390番地です
- 5 (電話番号は?) 39-1021です
- 6 (様子は?) ・傷病者の氏名、年齢、性別(人数)
・事故発生後の状態を簡単に
・いつ、どこで、どうした
・意識の有無

救急車が来るまでにする処置があったら指示を受ける

<事後処理>

- (1) 事故発生の原因・状況などについて調査し、事故報告書を提出する。
- (2) 事故の再発や類似の事故を防止するため、全職員で最善策を考え、幼児児童生徒に対して適切な指導を行う。
- (3) 受傷した幼児児童生徒や保護者に、誠意をもって対応する。
- (4) 病状の経過について、正確な記録を残す
- (5) 外部に対しては、憶測などで話をしない。

Ⅲ 学校において流行を広げる可能性が高い 第2種の感染症に関する体調不良時の対応マニュアル



<事後処置> ※ 管理職へ概要の報告

1. 使用した寝具敷きパットやシーツの洗濯。
2. 丁寧な手洗いと消毒、対応後のマスクはビニールに入れて処分。
3. 感染症拡大防止のため、全職員で最善策を考え、幼児児童生徒に対して、適切な指導を行う。

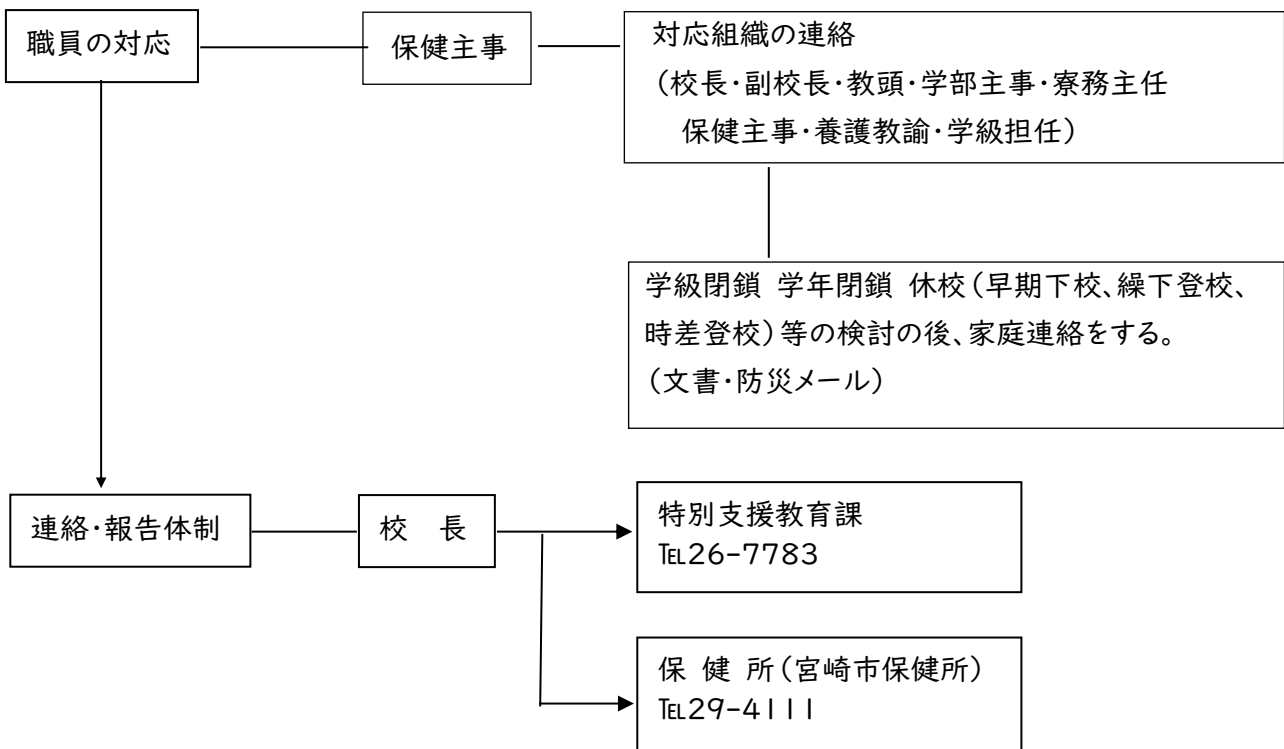
発熱等の症状のある緊急時対応

- ※ 熱発者がでた場合、学部や学級担任で対応をお願いします。
- ※ 保護者迎えの時間や本人の体調をみて、別室（応接室または礼法室）対応をしてください。
- ※ 熱発者が同時期に2人いた場合、基礎疾患のある方もいるため、同部屋を避けて対応します。
- ※ 学部職員での対応が困難な場合（所属人数が少ない、年休・出張等）、学部を越えた応援態勢が必要となります。応援要請があった場合は、誰でも協力できるよう準備をしておいてください。
- ※ 保健主事、養護教諭は、全体の連絡調整にあたります。

付き添いで対応する職員

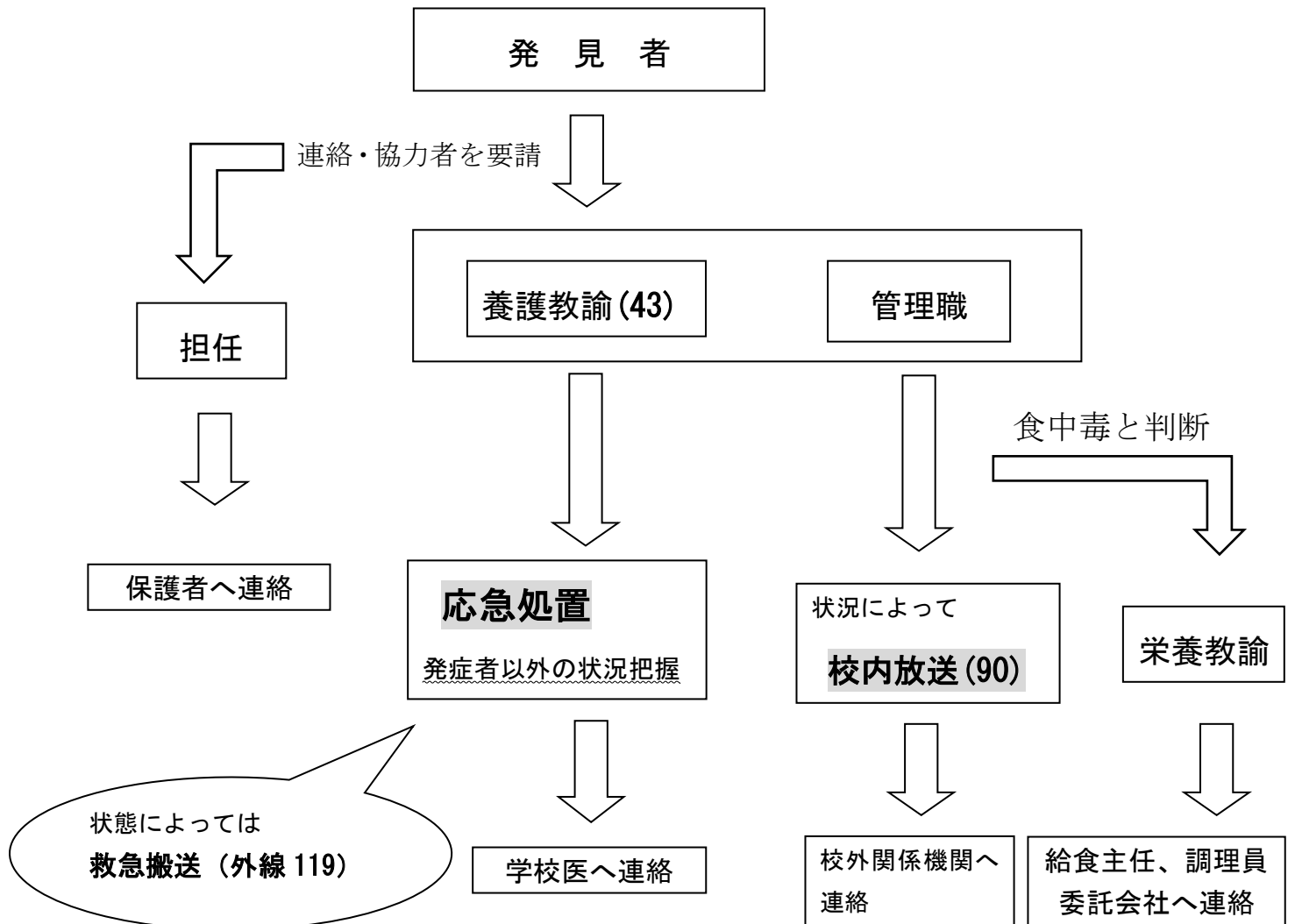
- サージカルマスク着用後、対応してください。
- 帰省準備は付き添い職員とは別の職員で対応してください。
- 健康観察、症状経過の記録を行ってください（記録用紙あり）。
- 急変も考えられる為、必ず付き添い、保護者迎えまで養護教諭と連携して見守ります。
- 保護者引き渡しは、玄関または駐車場とします。
- 寝具敷きパッドやシーツは、その都度洗濯をしますので、保健室までお願いします。
- 対応後、マスクはビニールに入れて処分し、丁寧な手洗いと消毒を行ってください。

<健康観察により、感染者の人数を把握して、集団発生状況が見られた場合>



IV 食中毒症状対応マニュアル

嘔吐・下痢・腹痛 等 発生



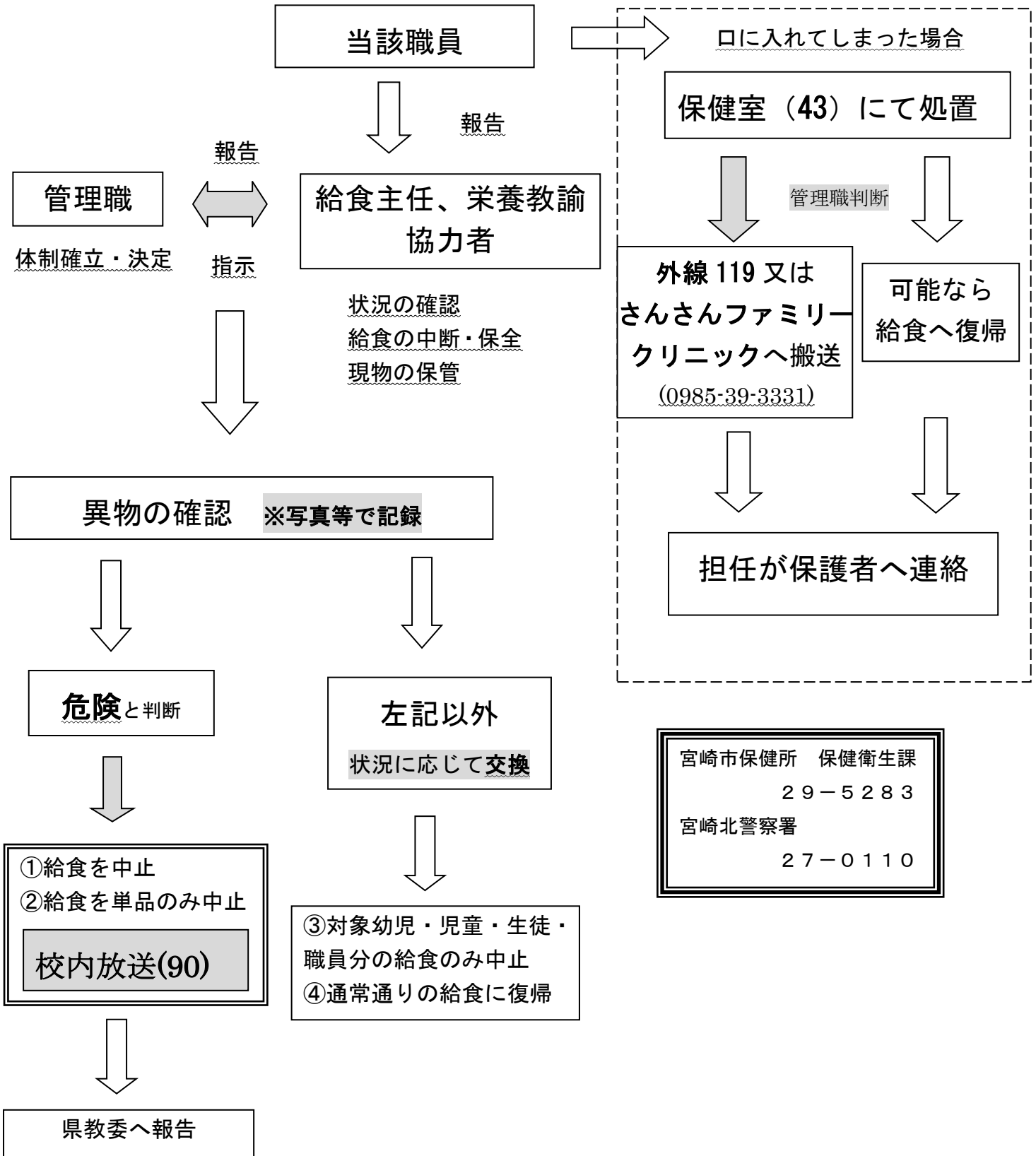
関連機関の連絡先

- 宮崎市保健所 保健衛生課 ~ 0985-29-5283
- 宮崎県スポーツ振興課 ~ 0985-26-7249
- 給食委託業者 誠和産業 ~ 0985-22-4180
- 宮崎北警察署 ~ 0985-27-0110
- 特別支援教育課 ~ 0985-26-7783

食中毒に関する指示があった場合、管理職、栄養教諭、給食主任で対応について検討、決定する。

給食時の異物混入対応フローチャート

異物混入発見



宮崎県立明星視覚支援学校 学校給食異物混入対応マニュアル

異物混入発見時の基本対応（異物の種類により対応を判断する）

（１）危険な異物の場合

健康被害の有無を確認



学校全体の給食の即時停止を検討

- ・ 金属やガラス類など、幼児児童生徒の生命に影響を及ぼすと判断される異物混入の場合は幼児児童生徒の安全を最優先に対応する。

（２）非危険物の場合

- ・ 毛髪や虫、食材の梱包材の切れ端などの異物など、生命への影響度も少ないと思われる場合は、直接その異物を排除することもある。ただし、異物の種類や状況によっては給食の停止を検討する。停止した場合は、保護者に書面で知らせる。

異物が複数混入していないか確認



大量混入の恐れがある！

複数発見された場合は、学校全体の給食の即時停止を検討

大量混入の恐れはない！

他の物と交換するなどの対処、幼児児童生徒の不安を軽減する。

別紙：給食時の異物混入フローチャート参照

調理場での発見

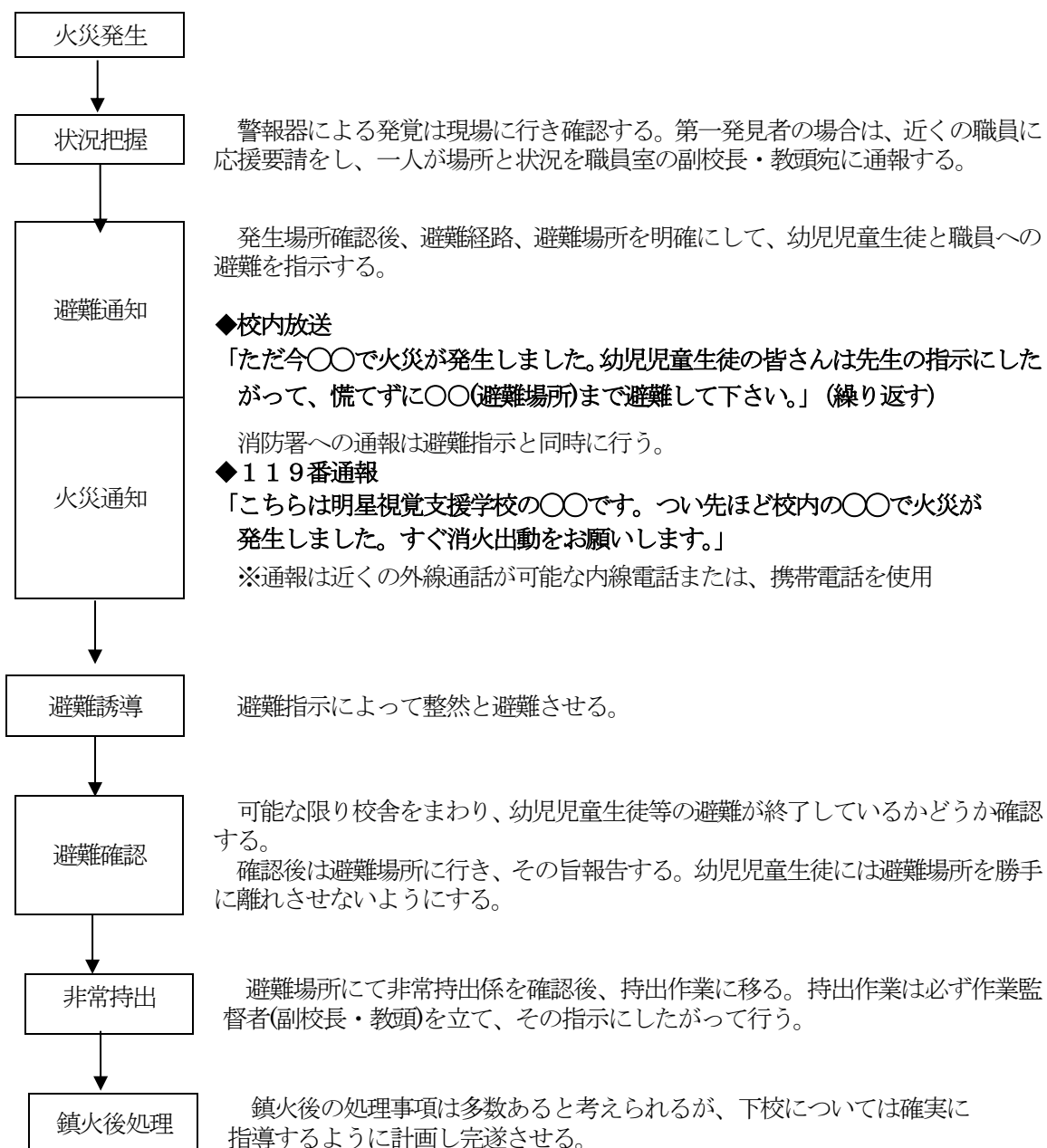
- ① 検収時に異物を発見、業者起因が明らかな場合
 - ・ 納入業者に異物を示し、返品、再納入
 - ・ 栄養教諭は、その場で注意
 - ・ 業者から学校長当てに文書を提出
- ② 調理作業中での発見、起因が不明の場合
 - ・ 食品の保存→校長・栄養教諭に連絡
 - ・ 業者に再納品もしくは代替品の依頼
- ③ 異物混入調書等に記録し、②は原因究明・対策を講じる。

V 学校被災への対応

1 火災

(1) 職員在勤時

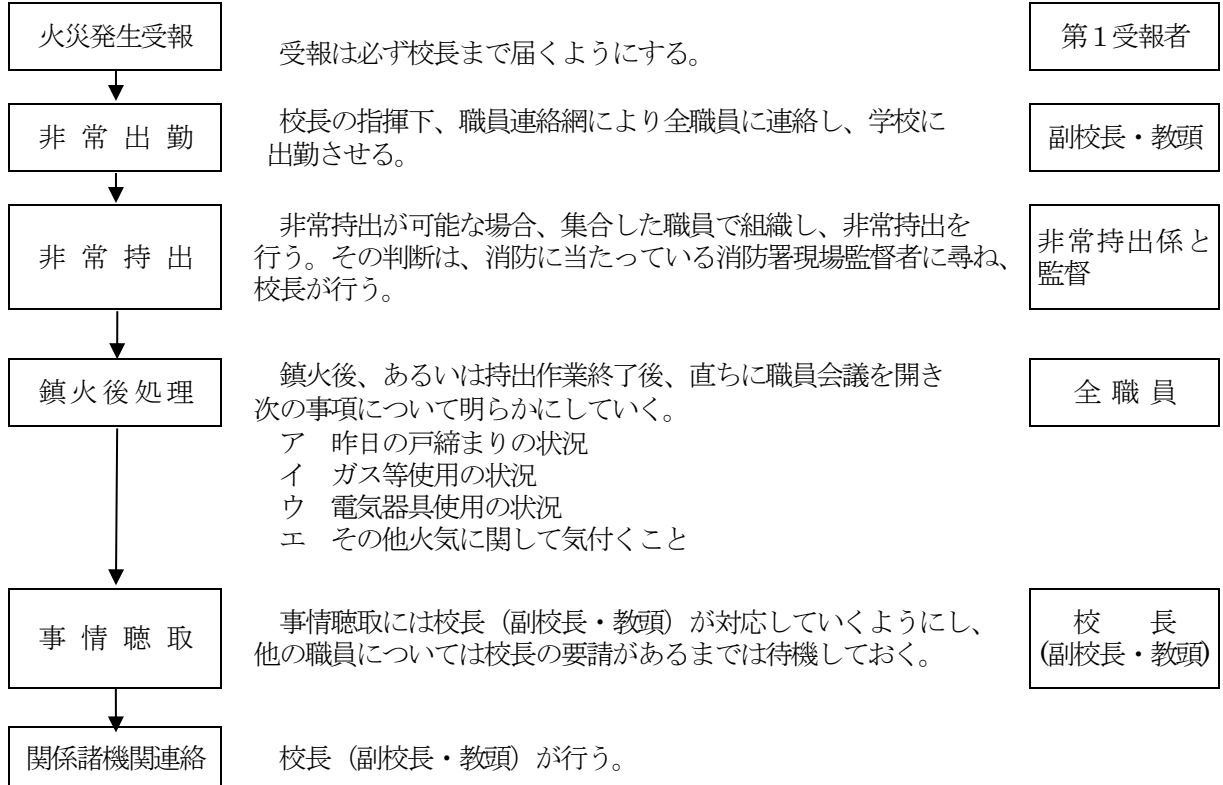
以下は初期消火できない場合であり、それが可能なときは当然その処置を行う。しかし、それと同時に平行して必ず以下の対応も行うようにする。



※ 非常持出品

- ①指導要録、学校沿革史、卒業証書授与台帳…校長室金庫、小会議室金庫
- ②学校日誌…副校長・教頭机
- ③保健調査票、救急バッグ…保健室
- ④職員履歴書、公印、通帳、…事務室

(2) 職員不在時



※ 非常持出品

- ①指導要録、学校沿革史、卒業証書授与台帳…校長室金庫、小会議室金庫
- ②学校日誌…副校長・教頭机
- ③保健調査票、救急バッグ…保健室
- ④職員履歴書、公印、通帳…事務室

(3) 緊急職員会議確認協議事項

①確認事項

火災発生日時	年 月 日 () 時 分
火災発生場所	

②協議事項

項 目	協 議 内 容
昨日の戸締まり状況	
ガス等使用の状況	
電気器具等使用の状況	
その他火気に関する点	
今後の対応	明日からの授業体制
	保護者連絡事項と方法
	火災事後処理事務

③職員緊急連絡

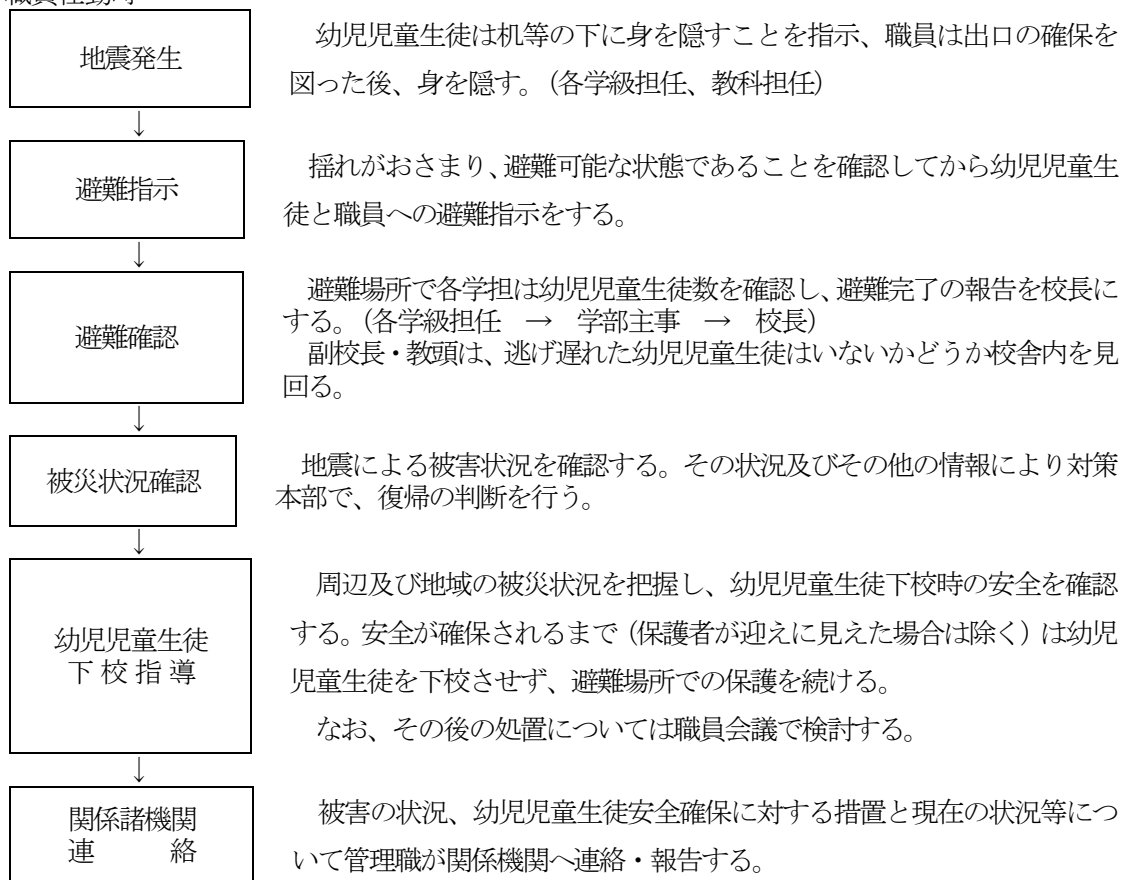
職員連絡網によって連絡する。

④幼児児童生徒連絡

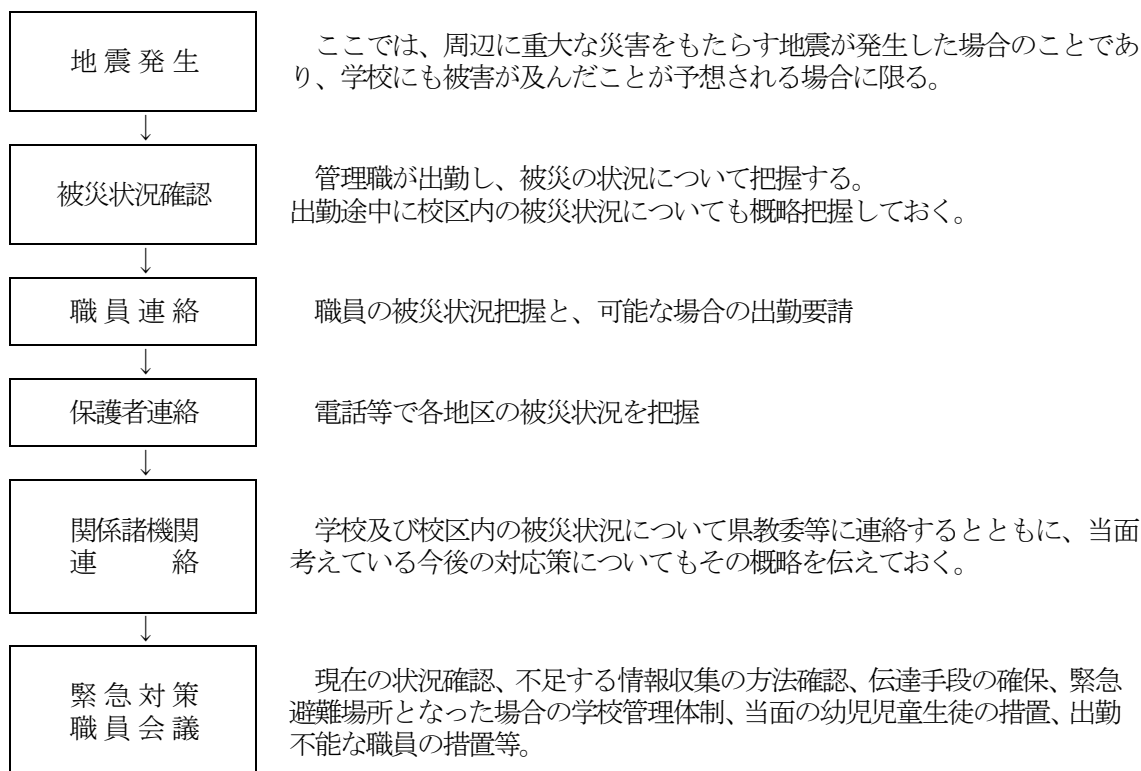
学校連絡網によって連絡する。

2 地震

(1) 職員在勤時



(2) 職員不在時



(3) 地震沈静化後に行う復帰前の安全点検事項（被災状況点検事項）

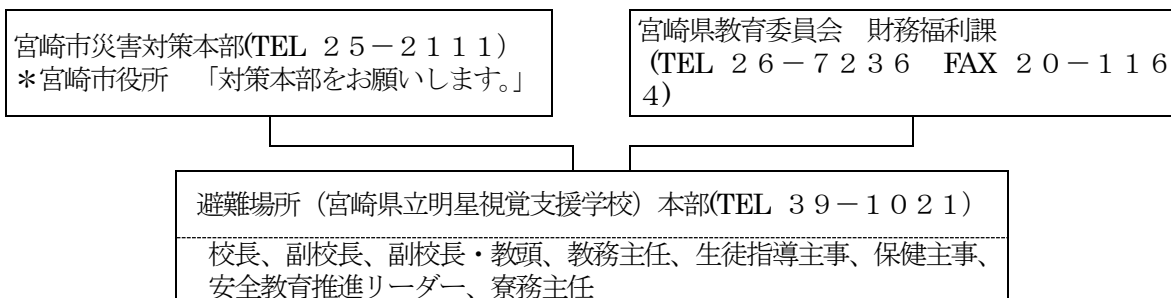
点 検 項 目	確 認	点 検 項 目	確 認
火災発生の危険性		校舎内外の敷地、床等のひび割れ	
ガラスのひび割れと落下の危険性		落下物の散乱による危険性	
外壁モルタル等の破損と落下の危険性		電気配線等の断線状況	
校舎の柱の異常		教室内等の照明器具落下の危険性	
建物自体の傾き		入り口、窓等の開閉	

(4) 幼児児童生徒被災状況確認

電話等で被災状況の情報収集をしていくが、電話回線の寸断等があった場合は職員会議によって別途詳細に計画する。

(5) 緊急対策職員会議の協議の柱

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1 学校被災状況の確認 | 6 出勤不能な職員の措置 |
| 2 職員被災状況の確認 | 7 学校被災復旧作業 |
| 3 情報収集の方法 | 8 その他必要な職員の活動等 |
| 4 伝達手段確保（幼児児童生徒、職員） | 9 緊急避難場所としての体制 |
| 5 当面の幼児児童生徒への措置 | 10 その他 |

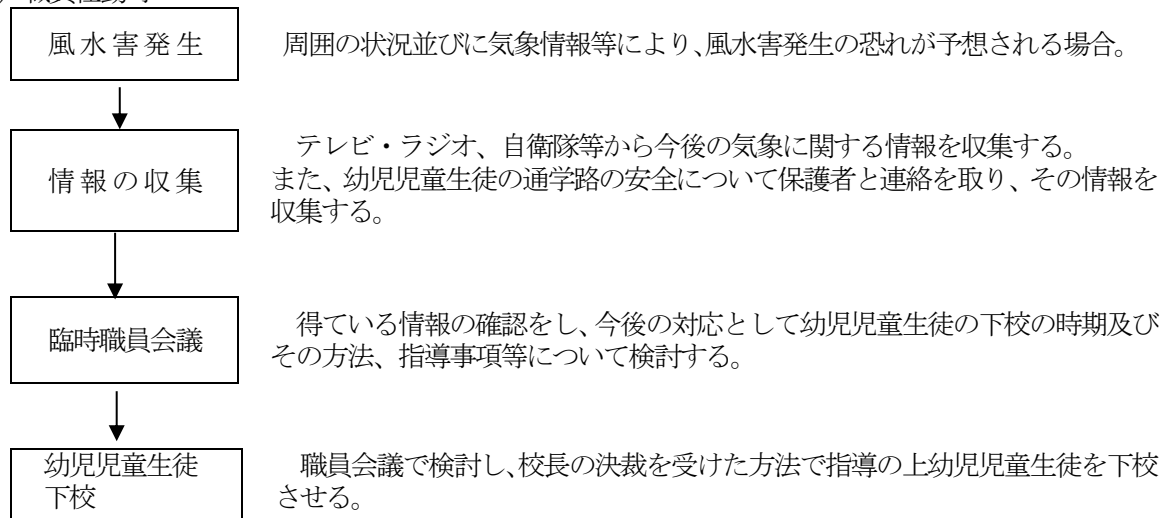


(6) 地震発生時の職員参集・配備基準（「宮崎県教育委員会防災計画」職員参集・配置基準に準拠）

- ・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、職員は状況に応じて登庁して配置につく。
- ・県内で震度5弱～震度5強の地震が発生した場合は、できる限り管理職は登庁して配置につく。

3 風水害

(1) 職員在勤時



(2) 職員不在時

管理職で協議、並びに教育委員会との連絡等により、幼児児童生徒及び職員の措置について次の項目を検討する。

幼児児童生徒の措置	連絡網による連絡文例
臨時休校	〇〇のため、本日は臨時休校とします。
始業を遅らせての登校	〇〇のため、今日は朝〇〇時登校といたします。
自宅待機	〇〇のため、次の連絡があるまでは自宅から出ず、家で待機して下さい。

職員の措置	連絡網による連絡文例
出勤	〇〇の状況ですが、通勤経路の安全を確認して出勤するよう連絡網で流して下さい。なお、通勤経路の寸断により通勤不能な場合は、その旨連絡下さるようお願いいたします。
自宅待機	〇〇のため、本日は次の連絡が届くまでは自宅待機をしてください。なお、このことについて、連絡網によって次の方にご連絡下さい。
指定時刻出勤	〇〇のため、本日は朝〇〇時に（風雨が治まってから）出勤するようにして下さい。なお、それまでは自宅待機ということも付け加え、連絡網による連絡をして下さい。

(3) 風水害被災時の対応メモ

①現在発表されている気象情報等（ 年 月 日 曜日 時 分現在）

発令されている 警報・注意報	
台風の場合 その情報	位置（東経 度、北緯 度） 気圧（ ヘクトパスカル） 風速（ m） 進路と速度（ ）へ毎時（ ）Km 最大接近予想時刻（ 月 日 時ごろ）
テレビ等のニュースから得られる 今後の予想される状況 （自衛隊情報含む）	

②各地区現在の通学路の状況（並びに予想される災害とその場所）

地区名	通学路の状況
県南地区 都城方面	
県央地区 10号線通学バス	
県北地区 日豊本線通学	
地区 号線路線バス	
寄 宿 舎	

③臨時職員会議

1) 現在の状況（上記）確認

2) 幼児児童生徒の措置

○在校時

ア 幼児児童生徒下校の時期

イ 下校の方法

ウ 指導内容

エ 在校時間帯の処置

オ 保護者への連絡

○在宅時（管理職間協議）

ア 幼児児童生徒措置の形態

（臨時休校、始業を遅らせての登校、自宅待機等）

イ 職員の措置

（出勤、自宅待機、指定時刻出勤等）

ウ 保護者への連絡

エ 職員への連絡


(4) 大雨時の職員参集・配備基準（「宮崎県教育委員会防災計画」職員参集・配置基準に準拠）

【配置基準】大雨警報又は洪水警報発令時で、災害対策本部が設置された場合は所属長の判断による

津波対応マニュアル

1 在校時における津波対応マニュアル

フロー図	対 応 内 容
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地震発生</div>	<p>地震発生時の基本行動</p> <p>① 教室にいる場合は、校内放送等により一斉放送を行い、担任等が机の下にもぐるよう幼児児童生徒に指示する。</p> <p>② 身を守る物がない場所にいる場合は、身の回りの教科書等で頭を保護し、低い姿勢をとらせる。 (部活動中や休憩時間の場合は、指示や人員の把握がしにくい時間帯であることを踏まえて、あらかじめ対応を検討する。)</p> <p>③ ガスコンロ等の火気を使用中には、すぐに消火し、ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントは抜く。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">安全確保 火気への対応</div>	<p>(例) 地震です。机の下に避難してください。 教室以外にいる人は、その場に座るなど、安全を確保してください。(繰り返し) (揺れが収まったら) 先生の指示に従い、ヘルメットを被って運動場に避難してください。(繰り返し)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">情報の収集 避難指示</div>	<p>① 津波警報・注意報の発生を確認し、避難場所・経路を確認する。</p> <p>② 津波への避難場所、避難経路を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難時間が確保できる場合はなるべく高台等へ避難 ● 避難時間がない場合は、学校内の一番高い場所へ避難 <p>③ 津波に対する注意報、警報に対して避難指示を出す。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難後の対応</div>	<p>(例) 地震は収まりましたが、津波の恐れがあります。 幼児児童生徒の皆さんは先生の指示に従い、3棟4棟間、体育館側2階渡り廊下に避難して下さい。(繰り返し)</p> <p>④ 指示に従い、幼児児童生徒を速やかに誘導、避難させる。</p> <p>⑤ 逃げ遅れた幼児児童生徒の確認や体調不良の児童等のサポートなどを行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難解除・津波 注意報解除後の 対応</div>	<p>【避難後の対応】</p> <p>① 担任は、避難場所で名簿により幼児児童生徒の確認や負傷者の状況確認をする。</p> <p>② 負傷者の状況によって、救急車の出動を要請したり保護者へ連絡したり、養護教諭等によって応急処置を行う。</p> <p>③ 幼児児童生徒が病院に行った場合は職員も病院へ行き、その状況を管理職に知らせる。</p> <p>④ 避難後は、幼児児童生徒の心理的動揺を落ち着かせ、場合によっては保護者への連絡をする。</p> <p>※津波は繰り返し来襲します。第1波よりもその後繰り返しやってくる波のほうが高くなる場合があります。津波警報・注意報が解除されるまでは、注</p>

 事後の対応・措置	<p>意が必要です。</p> <p>① 避難解除・津波注意報解除後は、幼児児童生徒の心理的動揺を落ち着かせ、集団下校等を実施する。また、場合によっては保護者への連絡をする。(周囲の状況が判らず、下校判断が難しい場合は、教育委員会と連絡調整を図る。)</p>
	<p>① 管理職は、県教育委員会に幼児児童生徒職員の被害の状況や施設の状況等を報告し、必要に応じて支援要請を行う。</p> <p>② 学校施設・設備の点検を行い、安全が確認できない場合は、立ち入りを禁止する措置をとる。</p> <p>③ 災害の状況や今後の対応について、保護者に知らせる。</p> <p>④ 災害により通学路の安全が確認できない場合は、保護者に連絡をとり、迎えを依頼する。それまでは学校に待機させる。</p>

※ 災害時の様々なケースを想定しておく。

(例)

○ 地震発生時には、室内のガラスが割れて散乱している状況が想定される。

裸足での避難は危険なので、上履きの着用が必要である。

○ 水泳の授業中に地震が発生したら・・・

(幼児児童生徒は裸足であるため避難時に割れたガラスを踏む等の危険がある)

○ 地震発生のため、校内一斉放送が使用できなくなった場合の連絡方法の想定。

2 在校時以外における津波対応マニュアル

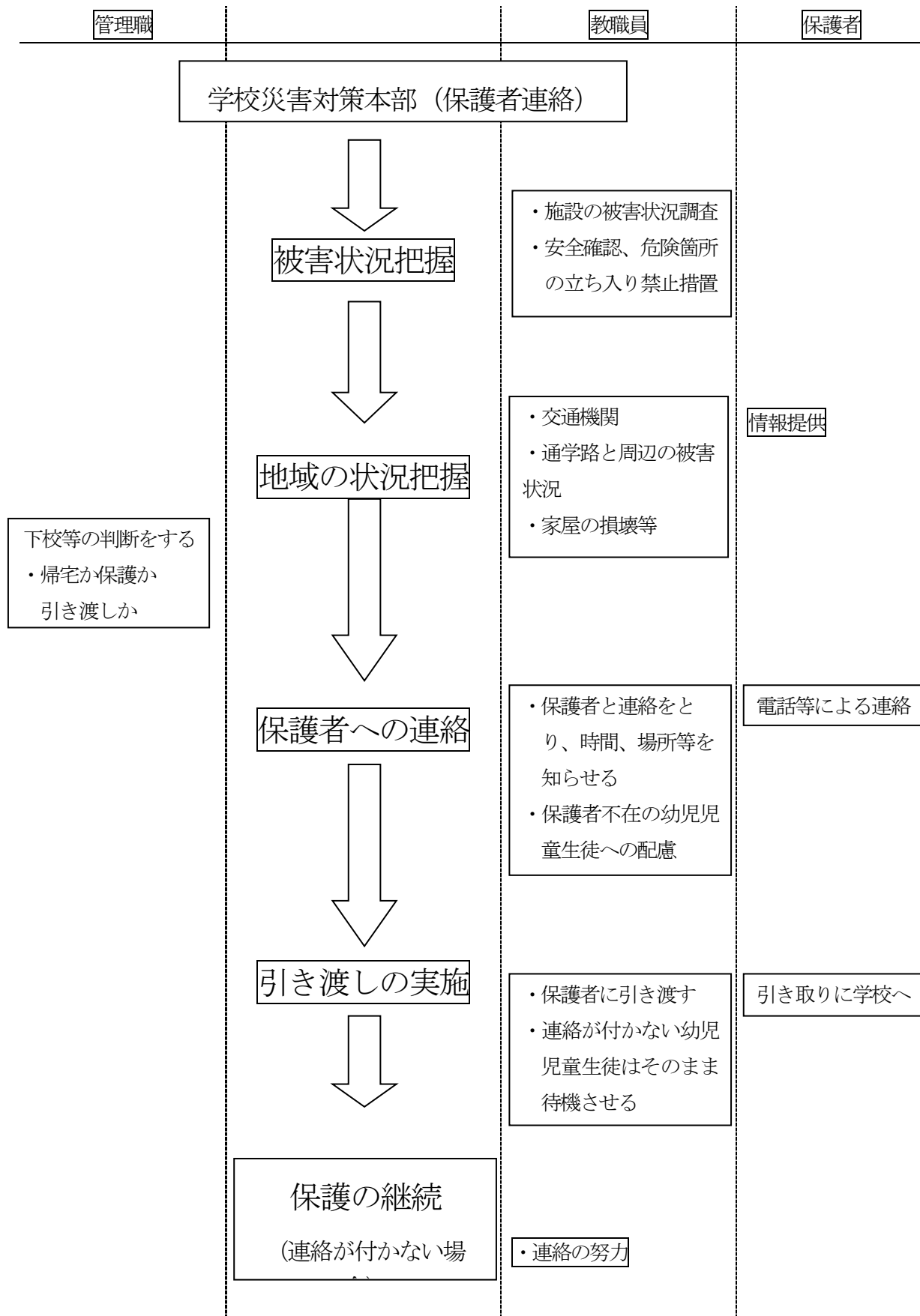
強い地震（震度4程度）を感じた場合、または弱い地震であっても、長い時間ゆっくりと揺れを感じた時は、津波が発生する恐れがある。

	登下校時	自宅（休日・夜間等）	校外学習時
幼児児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震が収まった後、防災行政無線等の放送により津波発生の状況について確認する。 ○ 避難が必要な場合は、防災行政無線等の放送をよく聞いて、近くのできるだけ高いビルや高台に急いで避難する。 ○ 避難場所からの移動は、防災行政無線等の放送をよく聞いて、安全が確認された後に行う。 ○ 登下校に支障が出た場合、可能な範囲で自分の所在を学校に連絡する。 ○ 周囲の人に声を掛けて（視覚障害であることを伝える）、周りの状況を教えてもらい安全な場所への誘導を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震が収まったら、すぐにテレビやラジオ等により津波予報を確認する。 ○ 避難が必要な場合は、市町村や地域が指定している避難所へ急いで避難する。 ○ 緊急を要する場合は、近くのできるだけ高いビルや高台に急いで避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の指示をよく聞いて、急いで避難する。 ○ 教職員とはぐれるなど、指示が届かない場合は、防災行政無線等の放送をよく聞いて、避難が必要な場合は、近くの高台やビル等のできるだけ高いところに急いで避難する。 ○ 避難後の行動について、教職員の指示に従う。
学校職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児児童生徒の安全の確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・校内 ・通学路 ・避難場所 ○ 保護者への引き渡しが必要な場合は、確実に引き渡す。連絡が付かない場合はそのまま待機させる ○ 学校の対応等について教育委員会への状況を報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波発生や津波による災害が発生した場合は可能な限り学校に参集し、情報収集や教育委員会に被害情報報告等を行う。 ・幼児児童生徒及び家族の安否確認 ・学校の被害状況の把握 ・教職員の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引率教職員は、現場の状況や津波情報等から避難が必要かを判断し、避難が必要な場合は、幼児児童生徒を避難させ、状況を学校へ報告する。 ○ 学校は、引率教職員と連絡を取り、状況を把握し、必要な指示をする。 ○ 引率教職員は、避難完了後、人員確認等を行い学校へ報告する。 ○ 学校は、交通機関や地域の安全状況、避難解除後の対応等について、引率教職員へ連絡する。また、対応等については、必要に応じて、保護者や教育委員会へ報告する。 ○ 引率教職員は、帰校及び現地解散の対応を行い、状況を学校へ報告する。 ○ 学校は、教育委員会への状況を報告する。

※ 津波警報発令時の職員参集・配備基準（「宮崎県教育委員会防災計画」職員参集・配置基準に準拠）

【配置基準】津波予報区「宮崎県」に大津波警報又は津波警報が発令された場合は所属長の判断による。

3 事故災害発生時の保護者への引き渡しマニュアル



VI 不審者侵入対応マニュアル

